

監査法人制度の実情と課題

蟹 江 章¹⁾

【キーワード】 監査法人、公認会計士監査、証取法監査、上場会社等監査人登録制度、PEファンド

1 はじめに

監査法人制度は、1966年の公認会計士法の改正により、同法第2条第1項が規定するいわゆる監査証明業務の組織的な実施を企図して創設されたものである。監査法人制度の創設以前には、監査証明業務は、基本的に公認会計士という資格を与えられた個人（個人事務所）によって実施されていた。1960年代に大規模な企業倒産が相次いで発生し、その背後で長年にわたって不正会計（粉飾）が行われていたことが明らかになったが、公認会計士監査は、これらの不正会計を適時に発見・是正することができなかった。上場会社が大規模化するなかで、個人の公認会計士による監査実施体制の限界が露呈する形となった。こうしたことから公認会計士監査の充実要請が高まり、これに応じて組織的な監査を推進するために、監査証明業務の実施主体として監査法人という協同組織体が制度化されることになったのである。

監査法人制度が、その後の日本の公認会計士監査の充実に貢献してきたことは改めて言うまでもない。しかし、今日に至るまでの過程で、制度創設当時には想定されていなかった課題が浮かび上がった。その都度対応されたものもあれば、さらなる検討が必要と思われるものもある。

本稿では、監査法人制度の基本的な思想・理念を確認し、また、監査法人の実態を把握した上で、現代の監査法人制度が抱える課題とそれへの対応について考える。

2 監査法人制度の創設

2.1 制度創設の背景

監査法人制度は、1966年の公認会計士法の一部改正によって創設された。改正された公認会計士法において、監査法人は、「公認会計士の監査証明業務を組織的に行うことを目的として、この法律に定めるところにより、公認会計士が共同して設立した法人」と定義された（第1条

第3項)。

1960年代には、山陽特殊製鋼株式会社の事例をはじめとする大規模な企業倒産が相次いで発生し、その背後で重大な不正会計が行われていたことが発覚した。このことは、公認会計士の監査が十分に機能を発揮できていなかったことを意味する。このため、公認会計士監査の機能充実が要請されることとなり、企業の経営規模の拡大及び経営の多角化に適合する組織的な監査を推進するために、公認会計士の協同組織体としての監査法人が制度化されたのである（日本監査研究学会監査法人のあり方研究会〔1990〕）。

改正された公認会計士法では、監査法人が備えるべき要件が次のように規定されていた（第34条の4）。

- 1 社員は、公認会計士のみであること
- 2 社員の数は、5人以上であること
- 3 社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うこと
- 4 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと
 - イ 第30条又は第31条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
 - ロ 第34条の21の規定により監査法人が設立の認可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前30日以内にその社員であった者でその処分の日から3年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの
- 5 業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること

監査法人制度創設の直接的な契機となったのは、上述の山陽特殊製鋼をはじめとする上場会社の倒産事件にともなう発覚した不正会計に対して、公認会計士監査が効果的に抑止機能を発揮できず、また、これを適時に発見・報告できなかったという事実である。被監査会社の大規模化や経営内容の多角化・複雑化に対して、個人の公認会計士による業務実施を基本とする監査体制で臨むのには、自ずと限界があったということである。

公認会計士の協同組織体の問題は、公認会計士法の制定当初から一部の者によって認識されていた。また、1951年に証券取引法（以下、証取法）に基づく監査がいわゆる会計制度監査として始まったが、その際、共同して業務を営むことを企図する者があった。これに対して、日本公認会計士協会は、当時の状況を考慮して肯定的な見解を示していた。また、公認会計士法の規定は、監査業務を行い得るのは自然人としての公認会計士に限られるように解釈されるが、大企業の監査を適切に実施するためには、2人以上の公認会計士の共同無限責任において組織される公認会計士組合によって監査を受託し得るようになる必要があるとの考えを示していた。公認会計士業界のこうした考え方に対して、当時の公認会計士の監督機関であった公認会計士審査会²⁾は、公認会計士がその業務を公正かつ充実した形で遂行するためには、個人方式の他

に公認会計士の協同組織体を推進することが必要ではないかとの見解を示した。しかし、他方で協同組織体の性格及び内容については、法制上の問題もあり十分検討しなければならないと慎重な姿勢を取ったのである（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会 [1975]）。

一方、その傍らで、証取法監査については、共同監査による契約の形態が増加する傾向が見られた。例えば、1960 年末における共同契約による被監査会社数は 102 社（契約全体の 8.2%）であったが、翌 1961 年末 174 社（同 11.2%）、1962 年末 251 社（同 12.7%）、1963 年末には 304 社（同 14.1%）と漸増していた（日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会 [1975]）。

2.2 制度創設の経緯

公認会計士審査会は、1964 年 8 月に、大蔵大臣から諮問のあった公認会計士の協同組織体の推進に関する事項について、小委員会において 7 回にわたって行われた審議の状況及びさらなる検討を要する問題点を中間報告として取りまとめて発表した（図表 1）。

図表 1 公認会計士の協同組織化の必要性及び検討すべき問題点

協同組織化の必要性 1. 被監査会社の経営規模がマンモス化し、個々の公認会計士の単独監査では適正な監査が実施できない現状にあること 2. 被監査会社の企業経営の多角化にともない、適正な監査を実施するためにはそれぞれの業種部門に精通した公認会計士の協同監査が望ましいこと 3. 個人である公認会計士では、監査の独立性を保つことが必ずしも容易でないこと 4. 個人である公認会計士では、監査にともなう債務不履行や不法行為による損害賠償責任を必ずしも十分に果たし得ないこと 5. 適正な監査を実施するために必要な物的施設の整備には、個人である公認会計士では自ずと限界があること 6. 企業活動が継続して行われているためその監査には継続性が必要であるが、個人である公認会計士ではその要件が満たされないこと
検討すべき問題点 1. 協同組織体は、証取法の規定に基づく公認会計士の監査証明業務を行うことを目的とし、被監査会社と監査証明契約を締結して公認会計士をして監査証明業務を行なわしめることはどうか 2. 協同組織体の法形式を民法上の公益法人、商法上の会社、特別法上の法人のいずれによるべきか 3. 協同組織体の構成員はすべて公認会計士とすることはどうか 4. 協同組織体は証取法の規定に基づく公認会計士の監査証明業務の他、一定の範囲において附随業務を行うことを認めることはどうか 5. 協同組織体の事務所数は構成員である公認会計士の数を限度とし、その公認会計士が事務所に常駐することを義務づけることはどうか

6. 協同組織体については必ず一定の名称を使用させることとし、他方公認会計士及び協同組織体以外の者は、監査証明業務を行ってはならないこととしてはどうか
7. 監査報告書には協同組織体名を記載し、監査に関与した構成員である公認会計士の署名捺印を義務づけることはどうか
8. 懲戒処分及び刑事責任に関し、協同組織体とその構成員である公認会計士との関係をどのように考えるべきか

(出所：日本公認会計士協会 25年史編さん委員会〔1975〕に基づき筆者作成)

公認会計士法は、自然人である公認会計士のみが業務を行うことを建前として制定された。これは、一身専属的な資格権限を有する公認会計士のみが監査証明業務の契約当事者となり、その契約に基づいて業務を執行し、責任を果たすべきとする考え方によるものである。しかしながら、当時の公認会計士監査の実情に照らすと、①被監査会社の規模の拡大や経営の多角化などにより、適正な監査を実施するためには単独監査では限界があること、②個人の公認会計士ではその独立性の確保にも困難が生じていること、③債務不履行や不法行為の責任を問われるような事態になった場合に、個人では損害賠償責任を十分に果たせないこと、④個人では適正な監査を実施するのに必要な物的施設の整備にも限界があること、ならびに⑤個人の公認会計士では監査業務の継続性が保証されないことなどの課題が浮かび上がった。こうした課題を克服し、公認会計士の監査体制をさらに充実させるために、協同組織体について検討する必要があるとされたのである。

その上で、公認会計士の協同組織体を法制化するに当たって、①協同組織体の目的を監査証明業務の実施とし、監査契約は協同組織体が締結し業務自体は個人の公認会計士が行うこととするのはどうか、②協同組織体の法形式をどうするか、③協同組織体の構成員を公認会計士のみにするかどうか、④協同組織体にいわゆる2項業務（非監査証明業務）の実施を認めるかどうか、⑤協同組織体の事務所数を制限するかどうか、⑥協同組織体に一定の名称の使用を義務づけるかどうか及び協同組織体にも監査証明業務の独占を認めるかどうか、⑦監査に関与した構成員の監査報告書における署名捺印をどうするか、ならびに⑧懲戒処分及び刑事責任について協同組織体と構成員の関係をどう考えるかが問われた。

こうした事項について検討を重ねた上で、大蔵省は、1966年2月、第52国会に「公認会計士法の一部を改正する法律案」を提出した。この法律案は、山陽特殊製鋼をはじめとする大規模な企業倒産は企業経理の健全化と公認会計士による監査の充実の必要性を改めて強く認識させるものであり、このような要請に応じて投資者の保護及び証券市場の健全な発展を期するため、公認会計士の協同組織体制度の創設により公認会計士の監査体制の充実を図ろうとするものであった³⁾。

また、同法律案では、公認会計士の協同組織体制度が、監査の対象となる企業の経営規模の

拡大及び経営の多角化に対応して複数の公認会計士による組織的な監査を推進しようとするものであり、諸外国においても同様の制度が発展を見せており、これによって公認会計士の経済的な地位が強化され、監査人の独立性の堅持という効果が期待されるという法改正の趣旨が明らかにされた。この改正法案の骨子（法律案要綱）は図表2に示す通りであった（日本公認会計士協会 25年史編さん委員会 [1975]）。

図表2 公認会計士法の一部を改正する法律案要綱

第一 監査法人に関する事項

1. 設立

公認会計士は、大蔵大臣の認可を受けて監査法人を設立することができるものとする。

2. 目的

監査法人は、組織的に財務書類の監査又は証明の業務を行うことを目的とする。

3. 認可の要件

監査法人は、5人以上の公認会計士を社員とし、かつ、社員のうちに業務停止の処分を受けている者等がないこと等の要件を備えていなければならないものとする。

4. 業務の執行及び財産関係等

社員の出資、業務執行の方法、責任及び代表権等については、商法の合名会社の例による。ただし、業務執行の方法等について次のような特則を設ける。

(1) 財務書類の監査又は証明は、社員自ら行わなければならないこと

(2) 社員の競業を禁止すること

5. 監査法人に対する監督及び社員の懲戒

監査法人が虚偽又は不当の証明を行い、又は法令違反の事実がある等の場合には大蔵大臣は戒告、1年以内の業務の停止又は認可の取り消しの処分を行うことができるものとする。なお、この場合においては、虚偽又は不当の証明又は違法行為を行った社員をも懲戒処分の対象とする。

(出所：日本公認会計士協会 25年史編さん委員会 [1975] に基づき筆者作成)

改正公認会計士法は、1966年6月23日に公布され、7月3日から施行された。

監査法人の設立は大蔵大臣による認可制とされたが、具体的な認可基準として大蔵省から、①常勤の職員として社員の数と同数以上の公認会計士又は会計士補を有すること、②主たる事務所の機構が、業務を組織的に遂行することができるように整備されており、主たる事務所の他に事務所を設ける場合には、当該事務所に少なくとも1人の社員が常勤していることの2点が提示された。ちなみに、②の基準については、現代の監査法人でも満たしていないケースが散見される。

1967年1月には「監査法人太田哲三事務所」の設立が認可され、最初の監査法人が誕生した。

2.3 監査法人の設立認可基準

監査法人制度が創設され、規模を拡大し経営を多角化する上場会社に対して監査を組織的に実施できる環境が整えられたが、その後も不正会計事件が相次ぎ、十分に組織的な監査が行われていなかったのではないかと指摘された。

1971年6月から1973年12月期に渡った日本熱学による不正会計では、1973年12月期に44億円の架空売り上げと2億7,000万円の架空利益が集中的に計上されていたが、2名の公認会計士による共同監査ではこれを発見・是正することができなかった。また、1970年9月期から4年間で累積8億円の架空利益が計上された東邦産業の不正会計では、4名の公認会計士による共同監査によってもこれを発見できなかったのである。

1975年には、興人が当時戦後最大の負債を抱えて経営破綻したのをはじめ、全日本空輸、丸紅、ジャパンライン、ミネベア、東洋インキなどで不正会計が相次ぎ、監査が不十分だったとして公認会計士に対する批判が強まることとなった。

こうした批判に対応するために、大蔵省は、1975年5月15日に、不審有価証券報告書の監査に対する重点審査、複数公認会計士による組織的監査の推進などを内容とする不正会計（粉飾決算）防止のための会計監査の強化方針を決定した。また、公認会計士監査が当面する問題の一つとして監査法人設立の認可基準が上げられ、もう少し監査法人を設立しやすくするという方向性について公認会計士審査会で検討が行われた（日本公認会計士協会年史編集特別委員会〔1988〕）。

上述した通り、監査法人の設立については、公認会計士法第34条の4において5つの要件が定められ、これらの要件を備えているかどうかを審査して大蔵大臣が認可することになっていた。同条に規定された5つの要件のうち、「業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び施設を有すること」（第5号）についてはその表現が抽象的であるため、証券局長通達「監査法人の認可基準等について」によって具体的な基準が定められた。

しかしながら、認可基準によれば、実際に相当の監査証明業務を実施していることが設立認可の条件となっており、あまりにも実績に重きを置き過ぎたものになっているとの批判が高まった。日本公認会計士協会からも設立要件の緩和を求める声上がり、公認会計士の組織的監査を一層推進するとの観点から、1980年4月10日付けで証券局長通達が一部改正されることになったのである（図表3）。

図表3 改正された監査法人の設立認可基準

- | |
|--|
| <p>① 監査証明業務を主たる業務として運営することを目的とし、かつ、当該業務を確実に遂行するに足る人的要素を備えていること。</p> <p>(注) 監査証明業務日数が年間稼働日数(180日)の半数以上となる社員を総社員の半数以上有すること。</p> <p>② 常勤の職員として、または規則的補助者として、公認会計士または会計士補を監査法人の業務の遂行に必要な数有すること。</p> <p>(注) 規則的補助者とは、当該監査法人が監査を予定している被監査会社のうち特定の被監査会社について常時監査補助者として従事することを当該監査法人と契約している者をいう。</p> <p>③ 主たる事務所の機構が業務を組織的に遂行することができるよう整備されていること。</p> <p>(注) 主たる業務である監査証明に係る意見形成のための審理機構を設けること。なお、このために審理規定を定めること。</p> <p>④ 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること。</p> |
|--|

(出所：日本公認会計士協会年史編纂特別委員会〔1988〕に基づき筆者作成)

改正基準①は、監査証明業務契約を持つ監査経験の豊かな何人かの公認会計士が核となって監査法人を設立し、逐次監査証明業務の対象会社等を増加させていく方向性を打ち出している者は認可の対象とし、200日とされていた年間稼働日数を実情に合わせて180日と改めた。そして、核となる公認会計士の監査証明業務に従事する事務量は年間稼働日数の半数以上とし、このような公認会計士が総社員数の半数以上いればよいこととした。

改正基準②では、新たに規則的補助者(いわゆる非常勤者)の解釈が定義づけられ、改正基準③では、新たに審理機構の設置及び審理規程の制定が明文化された。企業の規模の拡大及び経営の多角化に対応した監査手続は、必然的に組織的、分業的そして専門的に行わざるを得ない。このため、認可基準として、監査手続の全体を客観的に検証・評価するものとしての審理の必要性が明文化されたのである。

その後、1987年6月に「監査法人の認可基準等について」が再び一部改正され、それ以前は、監査法人設立時の業務計画書に具体的な監査証明業務の対象会社名の記載が要求されていたが、設立時に監査証明業務の対象会社がない場合には今後の見込みを記載すればよいこととされた。また、監査業務を遂行するための条件として、監査証明業務日数が年間稼働日数(約180日)の半数以上となる社員を総社員の半数以上有することが必要とされていたものが、公認会計士登録後3年以上監査証明業務に従事している社員を半数以上有すればよいことに改められた。このように監査法人の設立認可基準が緩和されたことは、監査法人数増加の一助となった(日本公認会計士協会年史編纂特別委員会〔1988〕)。

3 監査法人の実態

3.1 監査法人の数

監査法人制度が創設されたからといって、証取法監査の監査人が直ちに公認会計士個人や公認会計士の共同事務所から監査法人に取って代わられたわけではない。上述の通り、監査法人の設立認可基準がやや厳しかったこともあり、制度創設当初から監査法人の設立が急速に進んだというわけではなかったのである。

しかし、図表4に示すように、監査法人制度は着実に進展し、監査法人に所属する公認会計士の割合や証取法監査の受嘱割合などから、監査法人が上場会社の監査において中核的な位置を占めるようになっていったことが読み取れるであろう。

図表4 監査法人数などの推移

年 項目	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
監査法人数(社)	33	43	46	49	50	57	63	70	75	83
社員数(人)	543	662	770	826	873	952	1,034	1,144	1,209	1,337
監査法人所属の 公認会計士が公 認会計士全体に 占める割合(%)	24.7	29.5	31.2	31.5	32.1	33.3	32.3	34.2	35.6	40.0
証取法監査にお ける監査法人の 受嘱会社数(社)	1,423	1,548	1,696	1,740	1,787	1,853	1,901	1,941	2,028	2,116
証取法監査にお ける監査法人の 受嘱率(%)	56.6	61.1	63.6	64.7	66.3	68.7	69.7	71.1	73.7	76.5

(出所：日本公認会計士協会年史編集特別委員会〔1988〕に基づき筆者作成)

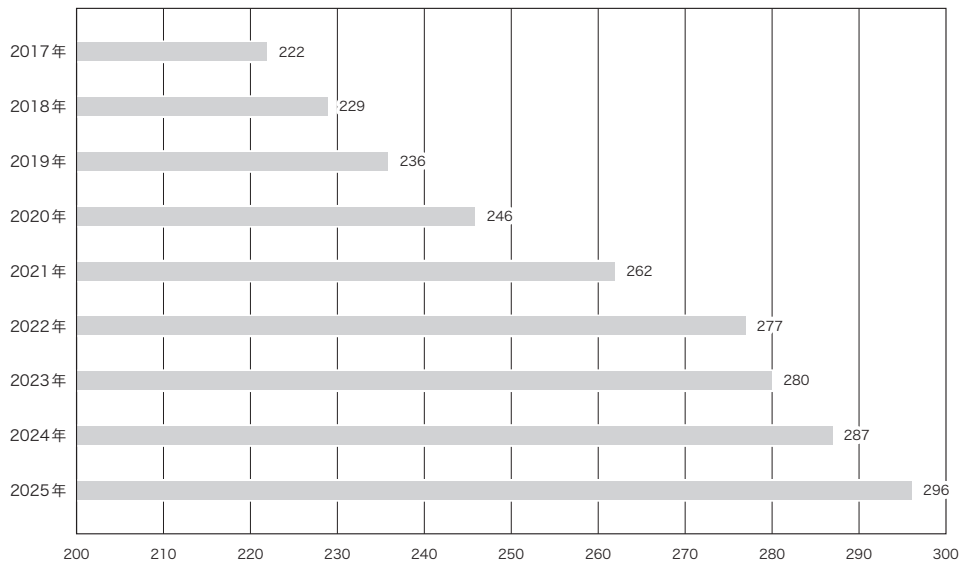
監査法人の数は、1974年末に33だったものが1983年末には83となり、10年間で2.5倍に増加した。公認会計士による証取法監査が監査法人を中心に行われるようになったことは、監査法人に所属する公認会計士が公認会計士全体に占める割合や証取法監査における監査法人の受嘱率などを見れば明らかである。公認会計士の4割が監査法人に所属することになった。証取法監査の監査法人による受嘱率も着実に増加し、1983年末時点では、証取法監査の4分の3は監査法人によって行われるようになっていた。

2003年の公認会計士法改正により、監査法人の設立は認可制から届出制に改められ設立登記だけで成立することとされたが、従前通り、社員には少なくとも5人の公認会計士を含む必要があった(公認会計士法第34条の7)。新たに公認会計士の資格を有しない社員である「特定社

員」を含むことが認められた。特定社員は、日本公認会計士協会に備えられた「特定社員名簿」に登録される必要がある（同第34条の10の8）。また、全社員のうち公認会計士である社員の占める割合は75%以上でなければならないことも定められた（公認会計士法施行規則第19条）。

設立要件が緩和されたこともあり、その後も監査法人の数は順調に増えていくことになる。2017年3月末から2025年3月末までの8期間における監査法人数の推移は図表5に示す通りである。

図表5 監査法人数の推移



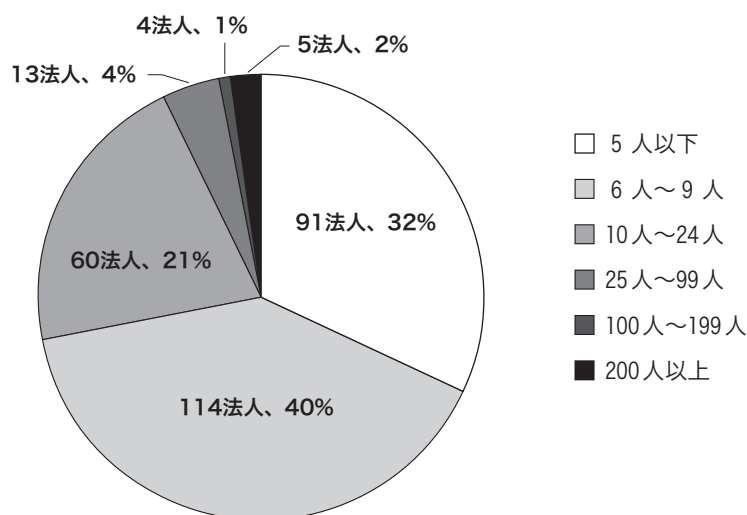
（出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版および令和6年版など）に基づき筆者作成）

なお、これらの監査法人のすべてが、2007年に証取法から変わった金融商品取引法（以下、金商法）に基づく監査を受嘱しているわけではない。とりわけ、後に見るように、上場会社において監査証明業務を実施している監査法人は、全体の半数にも満たないのが実態である。

3.2 監査法人の規模

図表6は、2024年3月末時点における常勤公認会計士の所属人数別の監査法人数とそれぞれが占める割合を示したものである。

図表6 常勤公認会計士の所属人数別の監査法人数



(出所：公認会計士・監査審査会『令和7年版モニタリングレポート』に一部加筆)

監査法人の数は、2017年末から2025年末までの間に70余り増加した。監査法人に対する社会的ニーズの高まりを反映していると考えられるが、およそ300ある監査法人の7割余りが、所属する常勤の公認会計士が10人未満という小規模な法人である。監査法人制度が創設された当初は、5人ないし10人程度の社員によって構成されることが想定されていたといわれた（日本公認会計士協会年史編纂特別委員会〔2000〕）。また、公認会計士法の規定上も社員数5名が設立要件とされていることから、形式的に問題はない。しかしながら、監査の品質及びその管理体制が非常に重視される現代の監査法人運営のあり方を考えると、品質管理業務に一定の時間を割き、また監査品質を維持・向上させるための投資に充てる資金を得るためにも、特に上場会社に対して監査証明業務を提供する監査法人には、相応の人的規模が要求されるであろう。

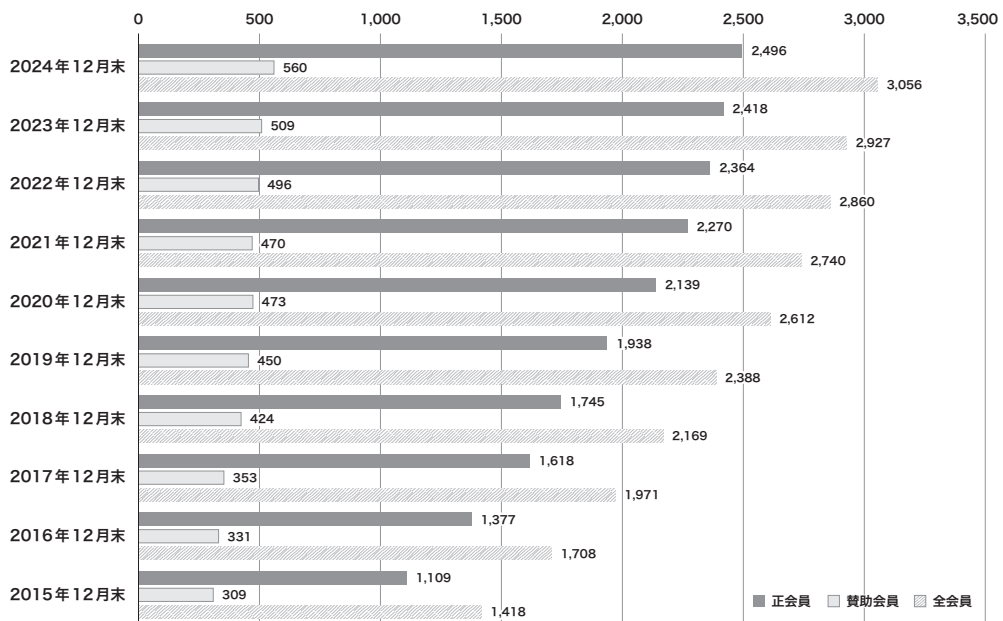
図表7は、2021年から2025年までの最近5年間の公認会計士登録者数と監査法人所属者数の推移を示している。

図表 7 公認会計士登録者数と監査法人所属者数の推移

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
公認会計士登録者数(人)	32,478	33,215	34,436	35,532	36,669
監査法人所属者数(人)	13,834	13,685	13,980	14,427	14,625
登録者の監査法人所属率(%)	42.6	41.2	40.6	40.6	39.9
大手監査法人所属者数(人)	10,523	10,201	10,273	10,516	10,443
登録者の大手監査法人所属率(%)	32.4	30.7	29.9	29.6	28.5
監査法人所属者の大手監査法人所属率(%)	76.1	74.5	73.5	72.9	71.4

(出所：公認会計士・監査審査会『令和7年版モニタリングレポート』に基づき筆者作成)

この間、公認会計士登録者数は順調に増加しているが、登録者の監査法人への所属率及び大手監査法人への所属率は、わずかながらも低下傾向を示している。公認会計士試験合格後に一旦は大手を含む監査法人に所属するが、業務補助等の要件を満たし、公認会計士として登録した後に監査法人を退職して独立する者、あるいは、監査法人のクライアントである会社へ転職したり、そもそも監査法人に所属することなく、当初から一般事業会社や行政機関などに就職することを選んだりして、いわゆる組織内会計士（Professional Accountant in Business ; PAIB）となる者が増えているのかもしれない。実際、図表8に示すように、最近10年を見るとPAIBの人数は大きく増加している。

図表 8 組織内会計士ネットワーク会員⁴⁾数の推移

(出所：日本公認会計士協会 Web サイト <https://jicpa.or.jp/business/paib/network.html>)

一方で、監査証明業務とりわけ上場会社における監査証明業務は、2022年の公認会計士法改正で創設された「上場会社等監査人登録制度」により、事実上、監査法人でなければ実施することが困難な状況となっている。このため、公認会計士が監査法人を退職して専ら個人の公認会計士として活動することは、監査証明業務から撤退することにつながる恐れがある（もっとも、監査法人の非常勤使用人として、引き続き監査証明業務に従事することも考えられるが。）。今後、監査証明業務はITとりわけAIの活用によって大幅な省人化が可能になるとの見方もあるが、このまま監査法人所属の公認会計士が減少し続け、結果として上場会社における監査証明業務に従事する公認会計士の数が減少することになれば、ITやAIによっては代替できない監査実施能力の伝承に支障を来すような事態にもなりかねない。

監査法人の規模の問題というわけではないが、上場会社に対する法定監査の中核的な実施主体である監査法人が衰退するようなことになれば、法定監査全体の品質確保にも悪影響を及ぼす恐れがある。

4 監査法人制度の課題

4.1 上場会社等監査人登録制度

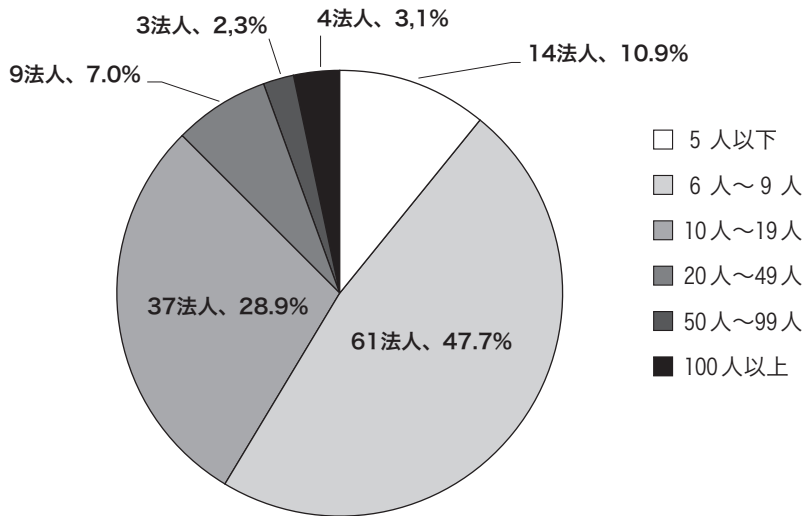
現行の公認会計士法では、公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会により、同協会に備えられる「上場会社等監査人名簿」への登録を受けなければ、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者、すなわち上場会社の財務書類について、金商法第193条の2第1項及び第2項に規定する監査証明業務（財務諸表監査及び内部統制監査）を行ってはならない旨が規定されている（第34条の34の2、第34条の34の3）。

この規定によって求められる登録は、監査事務所からの申請を受けて、日本公認会計士協会に設置された「上場会社等登録審査会」による審査を経て行われる。上場会社等の監査を行う監査事務所にはより高い規律付けが求められることから、こうした規律付けの目線を可視化するために、日本公認会計士協会は、2023年6月に「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン（適格性の確認ガイドライン）」を設定して公表した。そして、適格性の確認ガイドラインに沿って登録の審査のためのレビューが行われ、その結果に基づいて登録の可否が判断されることになるのである（日本公認会計士協会〔2025〕）。

日本公認会計士協会のWebサイト上に「登録上場会社等監査人情報」のページ⁵⁾がある。そこには登録された128の監査法人が掲載されているが（2025年12月末現在）、個人事務所は一件も掲載されていない。

図表9は、登録された監査法人の社員数の分布を示している。

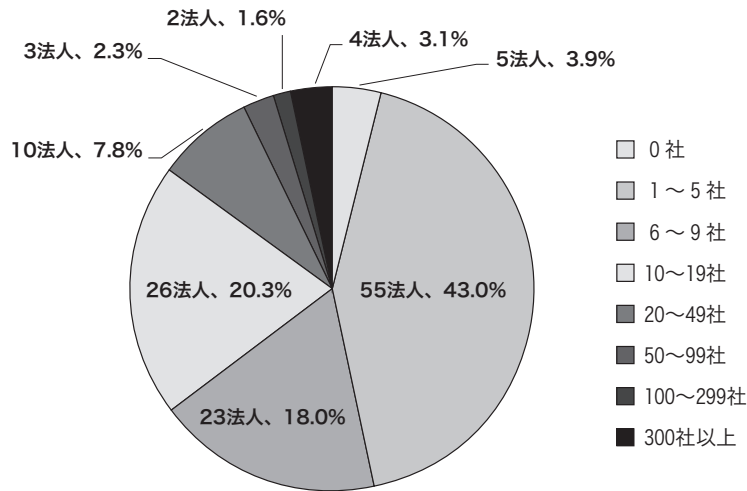
図表9 登録上場会社等監査人の社員数



(出所：日本公認会計士協会のWebサイト「登録上場会社等監査人情報」に基づき筆者作成)

登録されている128法人のうちのおよそ6割が社員10人未満、そのうち14法人が監査法人設立の最低要件人数の5人で運営されている⁶⁾。前述したように、監査法人制度の創設期であればこの程度の社員数が想定通りの規模ということになるのかもしれないが、今日の監査環境を考えると、上場会社の監査証明業務を行う監査法人としての監査品質を確保・管理するのに十分な人数といえるかどうかはやや疑問である。もっとも、こうした小規模な監査法人では、監査証明業務を受嘱している上場会社が極少数である場合が多い。実際、登録されている監査法人の7.8%が1社のみの受嘱である。このようなケースでは、監査法人はその1社にすべての資源を投入して監査証明業務を実施することによって経験値を高め、徐々に受嘱数を増やしなが法人の規模も拡大していくという道も考えられるかもしれない。ただし、監査証明業務の受嘱件数が極端に少ない場合には、当該業務からの報酬に対する依存度が高まる可能性が高くなるという、別の課題が生じることに留意する必要がある。

図表 10 登録上場会社等監査人による上場会社からの監査証明業務の受嘱件数

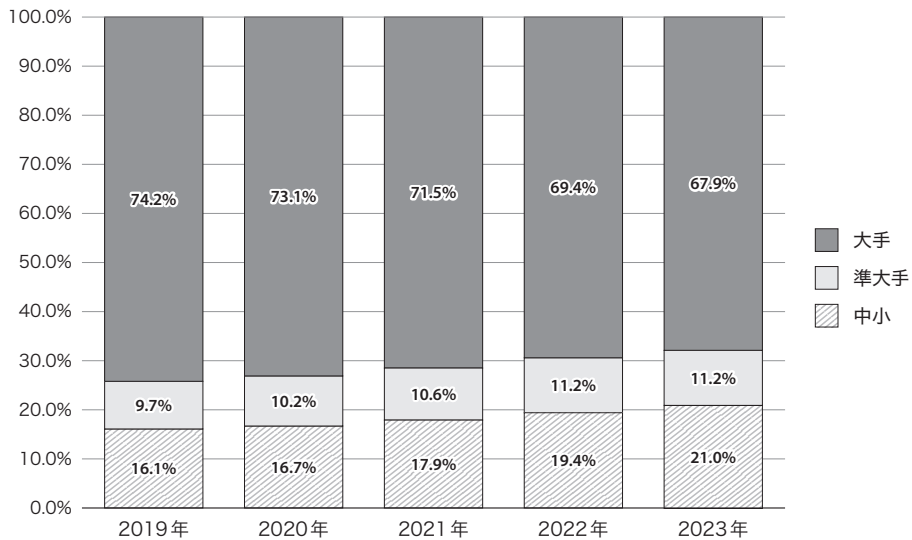


(出所：日本公認会計士協会のWebサイト「登録上場会社等監査人情報」に基づき筆者作成)

図表 10は、登録上場会社等監査人である監査法人を、監査証明業務を受嘱している上場会社の数によって分類したものである。4割余りが1社から5社、10社未満が64.9%を占めている。そしてそのうち上場会社から監査証明業務の受嘱が一件もない監査法人が5法人（3.9%）ある。「上場会社等監査人名簿」に登録されていなければ上場会社から監査証明業務を受嘱することができないため、現在は上場会社の監査人となっていない監査法人も、適格性の確認ガイドラインに沿って体制を整備した上で登録を申請し、名簿への登録を目指すことになる。したがって、受嘱数がゼロである監査法人が上場会社等監査人名簿に掲載されていること自体が不合理というわけではない。ちなみに、128法人のすべてが、少なくとも何らかの法定監査を1件以上実施している（日本公認会計士協会のWebサイト「登録上場会社等監査人情報」による。）。

他方、50社以上の上場会社から監査証明業務を受嘱している監査法人は9法人（7.0%）に過ぎないが、これら9法人で、登録128法人全体で受嘱している業務件数の77%を占めている。ただし、図表 11に見るように近年、金商法監査や会社法監査において、金融庁の公認会計士・監査審査会が大手監査法人と呼ぶ大規模監査法人⁷⁾のシェアがわずかながら低下傾向を示しており、その分が中小監査法人に移っているように見受けられる。

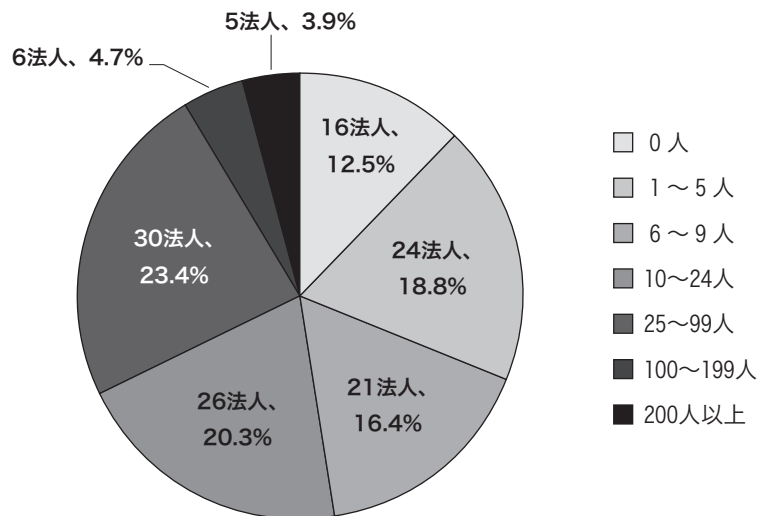
図表 11 金融商品取引法監査または会社法監査における監査法人の規模別シェア



(出所：公認会計士・監査審査会『令和7年版モニタリングレポート』に一部加筆)

図表 12 のグラフは、登録上場会社等監査人である監査法人を、使用人としての公認会計士（常勤及び非常勤の両方を含む）の所属人数によって分類したものである。

図表 12 使用人として所属する公認会計士の人数



(出所：日本公認会計士協会のWebサイト「登録上場会社等監査人情報」に基づき筆者作成)

上場会社等監査人名簿に登録されている監査法人の47.2%は、使用人として所属する公認会計士の人数が常勤・非常勤合わせても10人未満である。また、使用人としての公認会計士が一人もいない法人が1割余りある。すでに見たように、上場会社から監査証明業務を受嘱する資格をもつ監査人の6割余りが、10件未満の監査契約しか得られていないのが実情である。このため、法人の財政基盤も必ずしも盤石ではなく、常勤の公認会計士を雇用する余力がないということも考えられる。あるいはまた、財政上の問題はなく、常勤の公認会計士の採用を試みてはいるが、なかなか実現しないというケースもあるだろう。

いずれにしても、常勤の公認会計士の人数が少ない監査法人は、上場会社から監査証明業務を受嘱した場合に、非常勤の公認会計士に業務の多くを依存することになるであろう。このとき、非常勤使用人を含めた品質管理体制を整備し、適切に運用するとともに、非常勤の公認会計士に対して法人の監査品質に対する考え方や対応を徹底しなければ、法人として一体的な品質の確保・管理を実現することはできないであろう。

4.2 登録上場会社等監査人における監査品質の向上

上場会社等監査人登録制度によって登録された監査法人の数は、監査法人全体の4割程度である。そして、その6割以上が、社員数、所属公認会計士数及び監査証明業務を受嘱している上場会社数のいずれを見ても中小・零細法人であることがわかる。登録されていない6割の監査法人については、その規模はさらに一層小さいものと考えられる。

もちろん、法人の規模だけが監査の質の良し悪しを決める要因ではない。しかし、今日の監査環境、とりわけ上場会社の監査を担う監査人に求められる要件は、例えばIT・AIへの投資やそれらを効果的に活用する高度な能力を備えた人材の獲得のように、多額の資金を必要とするものを中心となっているように思われる。公認会計士の資格を保有する者が社員の大半を占めることを要求されている監査法人にあっては、こうした多額の資金を用意するためには、相応の人的規模が、少なくとも一つの要素として必要とされるであろう。法人規模の拡大を図るためには、様々な組み合わせによる買収・合併という戦略も、排除できない一つの選択肢なのかもしれない。

監査証明業務に関連してIT・AIへの投資が大きな負担となっているのは海外でも同様だが、米国や欧州では、多額の投資に必要な資金を獲得するために、プライベート・エクイティ（Private Equity; PE）ファンドからの出資を受入れる会計事務所が増えているとされる（『日本経済新聞電子版』2025年9月4日付）。

PEファンドとは、投資家から集めたファンド資金を企業に投資して、一時的に対象会社のスポンサーになり、経営改革を推進して企業価値を高め、自走できるようにした上で株式公開や保有株式の売却といった方法でリターンを得て、その会社を次のスポンサーにバトンタッチすることを目的として運用されるファンドである（小倉、山本〔2023〕）。

PEファンドが会計事務所に投資した場合には、投資からのリターンを得る必要性から、その合理的な選択的行動として、投資先の会計事務所の経営改革を推進するとの名目で、監査の質の確保を犠牲にしても短期的な利益の獲得を優先する戦略をとる可能性を否定できない。また、PEファンドの投資先が被監査会社となった場合には、会計事務所とファンドの間で利益相反や監査人の独立性の喪失といった事態が生じる恐れがある。

国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants; IESBA）のガブリエラ・フィゲイレード・ディアス議長は、PEファンドの出資は会計事務所の行動に影響を与える可能性があり、例えば顧客を急激に増やして短期的な利益を追求する動きが、監査に求められる公益に反する恐れがあるなどとして懸念を示している。しかし、IESBAは、会計事務所に対してPEファンドからの出資に関する倫理及び独立性に関する注意事項や行動指針を示したが、PEファンドからの資本の受け入れ自体を禁じようとしているわけではない（『日本経済新聞』2025年11月21日付朝刊）。

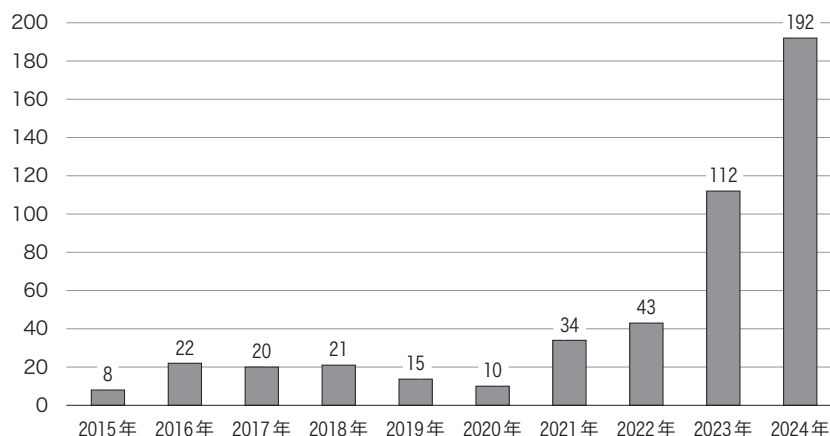
それでは、そもそもPEファンドは、なぜ会計事務所に対する投資を増やしているのだろうか。

会計事務所は伝統的にパートナーシップ制を採用し、外部からの投資や買収によってではなく、クライアントとの長期的な関係構築やレピュテーションの強化のような内部的発展により成長してきた。しかし、近年の急激なITの進化やグローバル競争の激化により、会計事務所は多額の投資資金を必要とするようになった。そうした状況下で、PEファンドは、会計事務所の高い収益性、安定したキャッシュ・フロー、潜在的な成長性などに注目し、会計事務所を優良な投資先とみなすようになったのである（Accountancy Europe [2025a]）。また、会計業界は中小事務所が大勢を占める分散市場であり、会計事務所同士の統合機会が豊富だという事情も背景にあった（Madras Accountancy [2025]）。会計事務所側の資金需要とPEファンド側の投資効果に対する判断が合致したことから、会計事務所に対するPEファンドの投資が増加するようになったものと考えられる。

PEファンドの会計事務所への投資はアメリカから始まり、イギリスさらには欧州全域へと広がっていった。特に欧州の会計業界におけるPE投資は、過去10年間に大きく増加した。

図表13は、欧州における会計事務所に対するPEファンドによる投資件数の推移を示したものである。2015年から2020年までは、PE投資は限定的で年間10~20件程度だった。ほとんどが小規模事務所に対するもので、主として英国、フランス、オランダ及び北欧諸国においてわずかな件数の投資が行われていたに過ぎなかった。

図表 13 欧州における会計事務所に対するPEファンド投資の推移



(出所：Accountancy Europe [2025a] に一部加筆)

ところが、2021年頃からPEファンドの投資件数は増加傾向が顕著となり、2023年から急激な増加に転じ、100件を超えて前年の3倍近くになった。2024年にはこうした傾向がさらに加速し、投資件数は200件に迫り2022年のおよそ5倍を記録した。

また、PEファンドの投資先は小規模会計事務所にとどまらず、規模が比較的大きく、より実績のある会計事務所にも及んでいる。投資先である会計事務所の業務内容も、当初は会計、記帳、税務及び総合的な助言といったものだったのが、2023年頃からは監査・保証業務を実施する事務所への出資が大きく増加した（Accountancy Europe [2025a]）。

PEファンドの性格上、そこからの投資を受け入れることによって、会計事務所は、経営的支配や監査人としての独立性の喪失、さらには監査品質の低下といった重大なリスクにさらされる恐れがある。しかしその一方で、IT・AI投資や高度な能力を持つ人材の獲得といった、監査品質の向上に必要な施策を実現するための資金を獲得できるというメリットがある。米国や欧州では、リスクには規制によって対応しつつ、メリットを重視してPEファンドからの投資受入れを許容するという方向性が打ち出されているように思われる。

翻って日本では、監査法人という独自の協同組織的監査主体が制度化されていることもあり、現状では監査法人外部からの投資の受け入れは想定されていない。こうした中で、2025年度の4大監査法人のIT関連費用の合計は303億円となり、前年より3%増えたというが（『日本経済新聞』2025年10月10日付朝刊）、IT・AI関連投資は今後も増え続けるものと思われる。4大監査法人はIT投資や関連費用支出を業務収入によって賄うことができるのかもしれないが、中小監査法人はもちろん、準大手といわれる監査法人でも、必要な資金の調達に苦労しているのではないかと推測されるところである。

米国や欧州では、会計・監査事務所が採用し得る組織形態には様々な選択肢が用意されており、日本のように監査法人という形態に限定されているわけではない（朴〔2014〕）。例えば、米国では、合名会社、合資会社、有限責任会社、有限責任組合という形態での会計事務所の設立が認められており、また、フランスでは、株式会社をはじめとする任意の会社形態で監査事務所を設立することができる（町田〔2025〕）。

弥永〔2025〕は、監査法人についての規定を株式会社または合名会社についての規定に倣ったものとすることは検討に値するとした上で、株式会社には譲渡制限株式の制度が存在し、監査法人の持分の譲渡または一般承継による取得についてパラレルな規律を設けること、公認会計士が議決権または持分の一定割合以上を保有することを要求することによって対応できるのであれば、株式会社形態で監査証明業務を行うことを認めても、公認会計士以外の者により監査法人の意思決定が左右され、公共の利益に沿った意思決定が妨げられる恐れは十分に低いと考えられるとしている。もし監査法人にPEファンドのような外部資本を導入しようとするならば、その前提要件として検討するべき提言であるように思われる。

5 おわりに

1950年代に始まった証取法監査は個人の公認会計士による実施が前提とされていたが、個人の公認会計士による監査では上場会社の規模拡大や経営の多角化・複雑化に十分適応できず、結果として1960年代には上場会社による不正会計事件が相次いで発生することとなった。こうした事態を背景に公認会計士監査の充実が要請され、会社の規模の拡大や経営の多角化・複雑化に適合した組織的な監査を推進するために監査法人制度が創設されたのである。

監査法人の設立数は、設立に当たって大蔵大臣（当時）による認可が必要とされたこともあり、制度創設当初は想定通りには増えなかったようだが、その後に設立認可要件が緩和されたり、設立が認可制から届出制に変更されたりしたことにより、2025年3月末時点では296法人にまで増加した。しかし、その内実を見ると、一部を除いて、所属する公認会計士の人数も監査証明業務の受嘱数も非常に少ない中小法人が大半である。

今後監査法人が高品質の監査証明業務や非監査業務を提供して行くには、ITとりわけAIへの投資や、IT及びAI関連を含む高度な専門性を備えた人材の獲得を戦略的に行わなければならない、そのためには多額の資金が必要になる。こうした資金をどのように調達するのが大きな課題となるが、例えば欧米では、PEファンドのような外部投資家からの出資を受け入れる会計事務所が増えている。

PEファンドからの資本の受入れには、事務所の経営支配権の喪失や監査証明業務における監査人の独立性の喪失といったリスクが生じる恐れがあることから、こうしたリスクを回避するために出資を受け入れないという選択肢も当然にあり得る。しかしながら、欧米の動向を見れ

ば、リスクに対して十分なセーフガードを用意した上で、監査品質の確保・向上に必要なITや人材への投資に必要な資金をPEファンドのような外部資本からの出資受入れによって調達することも、もう一つの選択肢となりつつあるように思われる。

外部資本の導入による監査品質の低下や監査人の独立性喪失のリスクに適切に対応すべきことはもちろんだが、リスクを恐れるあまりに監査品質の確保に必要な投資ができず、かえって監査品質の低下や独立性の喪失リスクを高めてしまっては元も子もない。PEファンドのような外部資本の導入に対して柔軟な姿勢をとっている国々の会計事務所は、十分な投資資金を調達して必要な投資を行い、監査品質を高めようとしている。これに対して、日本の公認会計士業界、規制当局及び学界が、外部資本の受入れの是非やあり方について検討を重ね、日本の監査法人による監査に対する国際的な評価や信頼の低下につながることをないように努める必要があるだろう。

監査法人制度を堅持するのか、それとも諸外国の動向を考慮して変化を認めるのか。動くことにより生じるリスクと動かないことに起因するリスクをどう捉えるべきか。簡単に答えの出る問題ではないかもしれないが、監査法人制度の創設から60年を迎える今、制度の根本的な再検討の時なのかもしれない。

注

- 1) 本稿における見解は筆者の個人的なものであり、筆者が所属または関係している組織・団体等の公式見解を代表するものではない。
- 2) 公認会計士審査会は、1952年に、公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議を所掌する機関として大蔵省に置かれ、その後の中央省庁再編にともない金融庁に移された。2004年の公認会計士法の改正によって改組・拡充され、現在の公認会計士・監査審査会が設置されることとなった（金融庁「公認会計士・監査審査会発足の経緯」(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/reports/27/siryou/01.pdf>)。
- 3) この法律案には、公認会計士監査体制の充実を図るためのもう一つの施策として、社団法人日本公認会計士協会の特殊法人化が盛り込まれていた。
- 4) 組織内会計士ネットワークとは、日本公認会計士協会内に設けられ、組織内会計士をサポートするために組織内会計士向けの施策・研修会等の情報提供を行う組織で、その正会員は組織内会計士である日本公認会計士協会の会員及び準会員、同賛助会員は組織内会計士に関心のある同協会の会員及び準会員である。
- 5) <http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/prepareKansaninJyoho.do>
- 6) 登録時点で社員の数々が4人の監査法人が1法人あった。公認会計士法では、監査法人は、公認会計士である社員が4人以下になった日から引き続き6ヶ月間公認会計士である社員が5人以上にならなかった場合、6ヶ月を経過した時に解散すると規定されている（第34条の18第2項）。
- 7) 大手監査法人とは、上場国内会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人で、いわゆる4大法人を指す。また、大手監査法人に準ずる規模の監査法人を準大手監査法人と呼ぶ。これら以外は中小監査法人と呼ばれる（公認会計士・監査審査会『令和7年版モニタリングレポート』参照）。

参考文献

- 小倉基弘、山本恵亮 [2023] 『コンサルが「次に目指す」PE ファンドの世界』 クロスメディア・パブリッシング
- 日本監査研究学会監査法人のあり方研究会（編）[1990] 『監査法人』 第一法規
- 日本公認会計士協会 25 年史編さん委員会（編）[1975] 『公認会計士制度二十五年史』 日本公認会計士協会
- 日本公認会計士協会年史編纂特別委員会編 [1988] 『公認会計士制度三十五年史：最近の 10 年』 日本公認会計士協会
- 日本公認会計士協会年史編纂特別委員会編 [2000] 『公認会計士制度五十年史：最近の十五年』 日本公認会計士協会
- 日本公認会計士協会 [2025] 『2024 年度自主規制レポート』 日本公認会計士協会
- 朴大栄（編著）[2014] 『監査法人の独立性と組織ガバナンス』 同文館出版
- 羽藤秀雄 [2009] 『新版 公認会計士法：日本の公認会計士監査制度』 同文館出版
- 町田祥弘（編著）[2025] 『各国監査制度の比較研究』 同文館出版
- 弥永真生（編著）[2025] 『公認会計士法の省察と革新』 同文館出版
- 渡辺恵一郎 [1980] 「組織的監査について」『駒大経営研究』 第 11 巻 2・3 号、駒澤大学経営研究所
- Accountancy Europe [2025], Private Equity Investments in Accountancy Firms (<https://accountancyeurope.eu/publications/private-equity-investments-in-accountancy-firms/>)
- Accountancy Europe [2025b], Private Equity's Growing Interest in the Accountancy Sector: Key Trends and Implications (https://accountancyeurope.eu/wp-content/uploads/2025/06/250602_PE-investment-in-accountancy-firms-clean-version.pdf?v1)
- Alisson Pacheco Ramos [2024], Private Equity Firms Are Rolling up Accounting Firms: Why, and What Are the Implications? (<https://thelondonfinancial.com/business/private-equity-firms-are-rolling-up-accounting-firms-why-and-what-are-the-implications>)
- Financial Cents [2024], Exploring the Rise of Private Equity in Accounting Firms: What You Need to Know (<https://financial-cents.com/resources/articles/private-equity-in-accounting-firms/?referrer=search.yahoo.co.jp>)
- ICAEW Insights [2025], What Private Equity Might Mean for a Firm's Audit Status (<https://www.icaew.com/insights/viewpoints-on-the-news/2025/feb-2025/what-private-equity-might-mean-for-a-firms-audit-status>)
- Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS) [2025], Private Equity and Audit; a Threat or an Opportunity?
- International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA) [2025], Private Equity Investment in Accounting Firms: Key Ethics and Independence Considerations (Staff Alert) (<https://www.ethicsboard.org/news-events/2025-07/private-equity-investment-accounting-firms-and-related-ethical-and-independence-considerations-iesba>)
- Julie Matheson [2025], Nearly Half of UK Accounting Firms are Open to Private Equity Investment, Kingsley Napley Survey Reveals (<https://www.kingsleynapley.co.uk/our-news/press-releases/nearly-half-of-uk-accounting-firms-are-open-to-private-equity-investment-kingsley-napley-survey-reveals>)
- Madras Accountancy [2025], Why Private Equity Firms Buy Accounting Firms: 2025 Analysis (<https://madrasaccountancy.com/blog-posts/why-private-equity-firms-buy-accounting-firms-2025-analysis-ma>)
- Maria Nykyforvych Borysoff, Jenelle K. Conaway, Edward J. Riedl [2024], Does Private Equity Investment

- in Accounting Firms Affect Perceived and Actual Audit Quality? (https://business.gwu.edu/sites/g/files/zaxdzs5326/files/2024-6/maria_nykyforovych.pdf)
- Matt Rampe [2024], Should Your CPA Firm Consider Private Equity? The Pros, Cons, and Key Questions to Ask (<https://rosenbergassoc.com/should-your-cpa-firm-consider-private-equity-the-pros-cons-and-key-questions-to-ask/>)
- Nadya Britton [2024a], The Rise of Private Equity in Accounting: Not Just for Large Firms Anymore (<https://www.thomsonreuters.com/en-us/posts/tax-and-accounting/private-equity-accounting-firms/>)
- Nadya Britton [2024b], Private Equity Investments in Accounting Firms: Transforming Traditional Business Models (<https://www.thomsonreuters.com/en-us/posts/tax-and-accounting/private-equity-accounting-firms/>)
- Rachael Kennedy [2024], Private Equity + Accounting: An Equation Waiting to be Solved (<https://accountancyage.com/2024/06/07/private-equity-uk-accounting/>)
- Rebecca McGregor, George Yiend, Annabel Rodgers Endersby [2025], Navigating Opportunities: Private Equity's Growing Focus on the UK Audit and Accounting Sector (<https://www.linklaters.com/ja-jp/knowledge/publications/alerts-newsletters-and-guides/2025/january/27/navigating-opportunities-private-equitys-growing-focus-on-the-uk-audit-and-accountancy-sector>)
- The Dutch Authority for the Financial Markets (AFM) [2025], Private Equity in the Accounting Industry: Public Interest under Pressure (<https://www.afm.nl/en/sector/actueel/2025/apr/sb-private-equity>)
- Tuan Doan, Steven Utke, Ying Zhou, Youli Zou [2025], The Consequences of Private Equity Investment in Accounting Firms (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=5147703)

(かにえ あきら・元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)